

湧監第37号
令和7年12月19日

(請求人) 様

湧別町監査委員 水野 豊

湧別町監査委員 竹林直人

住民監査請求の却下について（通知）

令和7年11月10日付けで提出のありました刈田智之氏に関する措置請求につきましては、下記のとおり地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適格であるため却下します。

記

第1 請求の要旨

- ・特別多数議決が必要な新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託費予算が通常の多数決採決にて執行したことから、委託料全額2億39,690,000円の補償請求をするもの。
- ・新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託が適法と認定された場合、監査委員に対する10パーセント補填請求措置が実施可能となるもの。

第2 却下の理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限ることとし、当該地方公共団体の損害の防止、補てんを目的とするものである。

11月10日付で提出された住民監査請求に対し、監査委員事務局で要件審査を行ったところ、記載内容の事実を証明する書類が不足していたことから、11月14日電話にて説明を行い書類の提出を求めたが、請求者からは訂正、書類の追加提出は行わないとの回答であった。

請求内容の事実を証明する書類の提出がないことから、本請求は地方自治法第242条の要件を欠き、不適格と判断するもの。